

5月27日 総会

公益法人改革への対応方針について

社団法人 生産技術振興協会

公益法人制度改革に伴う法人の選択肢

平成18年6月2日 公益法人改革関連の3法の公布
平成20年12月1日 新制度施行

現状：特例民法法人

平成25年11月30日迄にどちらかを選択
選択しない場合は、自動的に解散となる

一般社団法人

公益目的支出計画が適正であり、かつ確実に実施されていると見込まれるものであること

【遵守法律】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・ 税制優遇なし
- ・ 事業活動・遊休財産保有の制限なし

公益社団法人

公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益認定の基準を満たす法人

【遵守法律】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

- ・ 寄付税制の拡充、利子・配当の免税など優遇措置あり
- ・ 事業活動・遊休財産保有の制限あり

- * 一般社団法人から公益社団法人への移行は、基準を満たせば可能。
- * 公益社団法人から一般社団法人への移行は、事実上困難。

当協会の設立趣旨と沿革

季刊紙「生産と技術」創刊号（昭和24年1月31日）で記しているように、当協会の設立趣旨は「新生日本産業の建て直しのための技準水準の向上に外ならない」と述べられている。そのために、会員相互が切磋琢磨すること、活動全域にわたって、自主性と独立性を保持することが不可欠であると認識している。これをうけ定款には「生産技術の向上普及を促進することを目的とする」と定められている。こうした原点に照らし合わせて考えれば、当協会は今後とも非営利の公益的活動をしていくことに変わりはない。当協会事業は、主に認定法の対象事業23項中の第1項（学術及び科学技術の振興を目的とする事業）に該当している。公益社団法人、一般社団法人のいずれを選択するにしても差し障りはない。

一般法人と公益法人の比較

太字：相違点

| 一般法人 | | 公益法人 |
|--|-------------------|--|
| 「一般社団法人」を冠する | 名称 | 「公益社団法人」を冠する |
| 公益目的支出計画の実施 報告・監督・立入検査 (未定) →終了すれば、一切なし | 行政庁の監督 | 公益目的支出計画の実施 報告・監督・立入検査 (未定) |
| ・法人法に適合 公益目的支出計画が適切 かつ確実であること | 目的・事業 | ・法人法、認定法に適合 認定法23項の1つ以上に 該当不特定多数の者の利 益増進に寄与する事業で あること 公益目的事業比率50%以 上 |
| 法令に基づく | ガバナンス | 法令に基づく |
| 法令に基づく | 情報公開 | 法令に基づく |
| 収益事業のみ課税 | 法人税の優遇 | 収益事業のみ課税 |
| なし | 寄付税制の優遇 | あり |
| 課税 | 受取利子等に 係る源泉所得税 | 非課税 |
| なし | 遊休財産の 保有制限 | 年間の公益目的事業に相 当する額以下 |

下記に公益社団法人と一般社団法人の得失を記載する

1. 新制度上の長所・短所

(1) 税制上の優遇、事業の自由度の度合い

公益社団法人は寄付税制の拡充、利子・配当の免税といった優遇措置を受ける代わりに、(公益認定委員会の認定を受けた)公益目的事業の比率を総事業費の50%以上とすること、遊休財産額(注1)を一定額(年間の公益目的事業に相当する額)以下とすることなどの制約を受ける。

一般社団法人は、寄付税額の拡充、利子・配当の免税といった優遇措置を受けることができない代わりに、公益目的事業比率や遊休財産の保有について制限を受けず、自由度が確保できる。但し、一般社団法人であっても公益目的支出(注2)の終了までは一定の制約を受ける。

また公益目的事業かどうかは、第三者機関である「公益認定委員会」の答申に基づき行政庁が認定する。本会が公益社団法人を申請する場合は、認定法の対象事業23項中の第1項(学術及び科学技術の振興を目的とする事業)に該当するものとして行うが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが前提となり、活動事業内容が公益活動か否かは毎年度チェックされる。具体的には公益目的事業比率50%以上になっているか否かなどの審査を受けることになる。ただ、認定委員会の今後の運用がどのようなものかとなるかについては明確になっていない部分もある。

(2) 保有資産に対する影響

当協会の現在の資産の状況に照らすと、公益社団法人、一般社団法人のいずれを選択しても、何らかの対応措置が必要となる。公益社団法人の場合は遊休財産額の圧縮(遊休財産を公益目的保有財産に振り替えることなど)、一般社団法人の場合は、公益目的支出計画の策定と着実な実施が求められる。いずれも対応可能である。

(3) 他の法人形態への移行可否

ひとたび一般社団法人を選択しても、その後情勢に合わせて公益社団法人への移行を希望する場合は要件を満たせば、申請・認定を受けることができる。一方、公益社団法人から一般社団法人への移行は、自主的に公益認定返上であっても「公益認定取り消し」扱いとなり、公益目的取得財産残額を他の公益団体へ贈与するなど厳しい措置が求められる。従って、公益社団法人から一般社団法人への移行は非現実的と言える。

注 1

公益社団法人を選択した場合：遊休財産の策定

■本会の平成23年3月末で計算した場合

| | |
|--------------------------------------|----------------------|
| ① 流動資産 253,028,926 (一般会計の繰越金) | ⑤ 正味財産 |
| ② 基本財産 | 308,472,948 |
| ③ 特定資産(1) (投資有価証券) 100,000,000 | ⑥ 流動負債 43,635,978 |
| ④ 特定資産(2) | ⑦ 固定負債 |
| その他固定資産 | 920,000 |

$$\begin{aligned} \text{遊休財産額} &= \text{総資産} - \text{負債} - (\text{「控除対象財産」} - \text{対応する負債}) \\ &= \text{一般正味資産} - (\text{用途の定まった財産} - \text{これに対応する負債}) \end{aligned}$$

控除対象財産とは、

- ① 公益目的保有財産
- ② 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務、活動に供する財産
- ③ 特定費用準備資金
- ④ 資産取得資金
- ⑤ 交付者により用途が指定されて受け入れた財産

計算式

$$\text{①流動資産}253,028,926 - \text{⑥流動負債}43,635,978 - \text{③特定資産}100,000,000 = 109,392,948$$

*遊休財産は約1億900万となる。

年間の公益目的事業の相当する額(約3,600万円 予算より)以下とするために、公益目的保有財産への振り替え(振り替え額 約7,300万)などの対応が必要となる。

注 2

一般社団法人を選択した場合：公益目的支出の策定

公益目的支出計画とは、公益目的財産額の相当する金額を公益目的のための消費していく計画を指す。

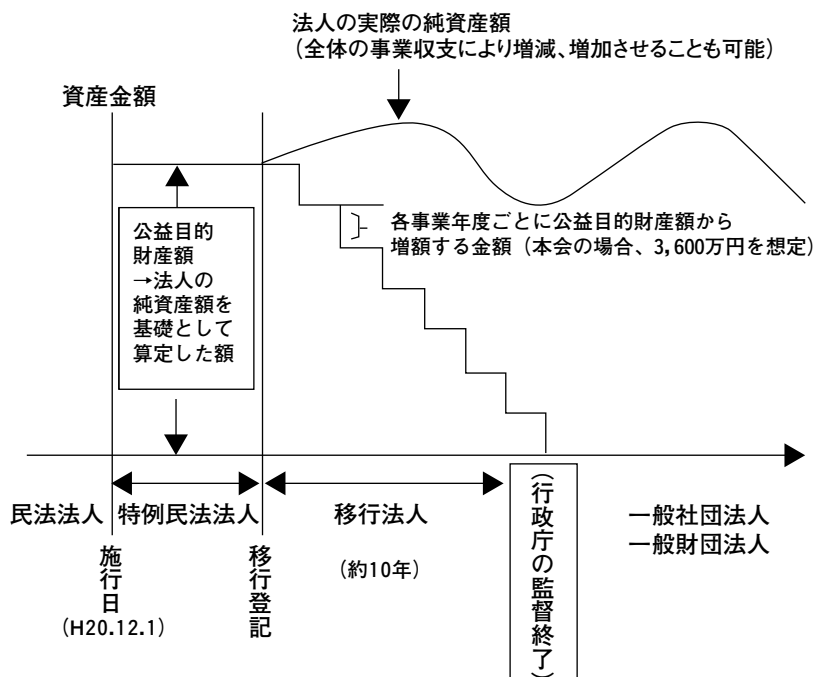
$$\text{公益目的財産額} = \text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④} - \text{⑤}$$

- ① 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額
- ② 時価評価資産の時価が帳簿価額を超える場合のその超える部分の額
- ③ 時価評価資産の帳簿価額が時価を超える場合のその超える部分の額
- ④ 基金の額（一般法人上の基金）
- ⑤ 貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額（例 退職金給与引当金）

■本会の平成23年3月末で計算した場合

| | | |
|-------------|-----------|----------------|
| 資産 | (退職給与引当金) | 920,000 |
| 353,028,926 | 特別積立金相当 | |
| | 純資産 | 352,108,926(ア) |

公益目的財産額（ア）÷公益目的のための支出
 3億5,200万円 ÷ 3,600万円 = 9.7 = 約10年
 （予算上り）



方針：現状に照らして当協会が移行すべき形態

以上、公益社団法人と一般社団法人を比較検討すると、当協会は、税制優遇措置よりも自主性・独立性の堅持、事業の自由度の確保を重視し、一般社団法人に移行すべきと考えます。これまでの生産技術の向上と普及実績とともに、非営利型の一般社団法人とすることで、広く社会から公益活動団体と認められることを目指します。事業内容の維持・向上、公益社団法人と同水準のガバナンスや透明性の実現という自主努力を通じて社会的信用力を更に向上させていく方針です。

但し、公益目的支出計画の実行期間内は行政庁の監督を受けるが、当協会の場合、約10年で期間終了となる見込みで、その後は完全自由・独立となります。

新制度の運用が今後具体的に明らかとなり、その時点で一般社団法人より公益社団法人の方が当協会にふさわしい制度と判断すれば、公益社団法人への移行を再度検討すれば良いと考えます。

ガバナンスに関しては、会員間の議論、交流の質・量が協会活動の価値を左右するとの認識に立ち、機関設計を行っていく方針です。

現在の理事会機能を維持しつつ、新制度の対応した理事会を検討する。理事会は、委員会での事前協議を行った法定事項のみについて、協議を行う方針です。こうした位置づけに鑑み、理事は、代表幹事を含む少人数とすることも可能です。法定事項でない日常会務（入退会や委員会提言の審議）に関しては、定款で定めることにより、委員会で決定していき、役員、法定機関の権限と責任の明確化を行い、透明性の高さと自由度の高さを兼ね備えたガバナンスをつくり、活発な協会活動と社会的信用をより高めることを図る方策を考えてゆく方針です。

2. 今後の検討項目

- ガバナンス、機関設計の詳細案の策定
- 公益目的支出計画の策定
- タイムスケジュール、機関決定の手順の決定

方針案について承認が得られれば、新しい定款や機関設計、公益目的支出計画の策定など、新法人への移行に必要な詳細設計を行い申請書類を作成します。

必要に応じて、特別総会で事前検討し、理事会を経て、定時総会または臨時総会に諮り平成24年度まで移行作業を終了させる方針です。

以上

注1) 遊休財産額 = 総資産 - 負債 - (「控除対象財産」 - 対応する負債)

= 一般正味資産 - (用途の定まった財産 - これに対応する負債)

控除対象財産とは、①公益目的保有財産②公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務、活動に供する財産③特定費用準備資金④資産取得資金⑤交付者により用途が指定されて受け入れた財産

(別途資料ご参照)

注2) 公益目的支出計画とは、公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために消費していく計画。

公益目的財産額 = ① + ② - ③ - ④ - ⑤

① 貸借対照表の純資産の部に計上すべき額

② 時価評価資産の時価が帳簿価額を超える場合のその超える部分の額

③ 時価評価資産の帳簿価額が時価を超える場合のその超える部分の額

④ 基金の額 (一般法人上の基金)

⑤ 貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの額

(別途資料ご参照)